

『西川において行政代執行による船舶強制撤去へ』

平成26年4月28日
国土交通省
遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策については、平成25年1月23日に開催した「第4回 遠賀川河口域利用対策協議会」を経て、同年3月4日に「第3期重点的撤去区域」を設定・公示し、秩序ある河川利用に向けての対策を進めてまいりました。その結果不法係留船は、遠賀川河口域全体で、平成25年9月現在406隻が確認されており、前年同期に比べ約130隻が減少しました。

この度、自主撤去を指導・命令してきた第3期重点的撤去区域の所有者が判明している船舶のうち、河川法第75条に基づく監督処分(命令書)における除却(撤去)期限(H26.4.17)までに除却されなかった船の所有者(19名、20隻)に対し、行政代執行法に基づく除却命令となる「戒告」を、平成26年5月23日を除却期限として通知しましたので、お知らせします。

なお、戒告書に記された除却期限までに船舶が撤去されない場合は、「代執行令書」を發出し、代執行による強制撤去を実施することとなりますので、併せてお知らせします。

記

- 1.戒告書の発出日：平成26年4月23日付け
- 2.所有者による自主撤去（除却）期限：平成26年5月23日（金）
- 3.河川管理者による撤去作業（代執行）実施予定日：平成26年6月上旬
- 4.撤去した船の保管場所：西川左岸2k000付近（別紙参考資料参照）

【同時発表記者クラブ】

北九州地区記者クラブ，直方地区記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

技術副所長 平松 英樹

占用調整課長 小田 誠揮

TEL 0949-22-1830(代表)

FAX 0949-23-3487(占用調整課)

～ 参 考 ～

①遠賀川河口域利用対策協議会とは

国土交通省河川局（現 水管理・国土保全局）からの通達を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されています。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を策定し、公告することになります。

－開催経緯－

- 第1回 平成 22 年 9 月 16 日
- 第2回 平成 23 年 1 月 26 日
- 第3回 平成 24 年 2 月 17 日
- 第4回 平成 25 年 1 月 23 日

②重点的撤去区域とは

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画では、第1期から第5期まで段階的に重点的撤去区域を設定するようになっていきます。重点的撤去区域に設定された河川区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。※別紙参考図面参照

－設定状況－

- 第1期 平成 23 年 2 月 28 日設定、平成 23 年 6 月 1 日対策実施開始
- 第2期 平成 24 年 3 月 12 日設定、平成 24 年 4 月 1 日対策実施開始
- 第3期 平成 25 年 3 月 4 日設定、平成 25 年 4 月 1 日対策実施開始

③除却（撤去）指示・強制撤去について

重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されるため、河川法及び行政代執行法を踏まえ、行政指導・除却（撤去）指示・監督処分等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を実施し、強制的に不法係留船を撤去していくこととしています。なお、強制撤去（代執行）に要する費用については、船舶所有者等に請求することとなります。

◎(参考)重点的撤去区域図

